

平成 30 年度 第 1 回 豊川水系流域委員会 議事要旨

日時：平成 30 年 7 月 25 日（水）10：00～12：00

場所：豊橋市民センター（カリオンビル）

5 階 大会議室

1. 開会

2. 挨拶

3. 豊川水系流域委員会規約（案）

「規約（案）」について了承された。（7 月 25 日より施行）

委員長に戸田委員。副委員長に井上委員を選出した。

4. 議題

(1) 豊川水系河川整備計画の概要及び進捗状況

委員からの主なご意見は以下のとおり。

- ・昨今の豪雨災害の発生状況を鑑み、近年の気象条件の変化を踏まえる必要があると考えられる。まず、水文統計の前提条件に関して、近年新たに取得されたデータを通し定量的な判断材料を整理し、今後の検討の必要性を議論すべきと考える。
- ・西日本豪雨を見ても、想定を超える災害については、ハード・ソフトの連携が重要。また、現在、水防災意識社会の再構築で進められている大規模氾濫減災協議会を通じた関係機関相互の情報共有や、被災経験を持つ他地域の減災協議会との経験共有が極めて重要である。
- ・生物に関する河川環境の取り組みは、内水面漁協との情報共有が重要である。
- ・近年、雨の降り方が変化し、大量に降る年と降らない年の振れ幅が大きくなっていると感じており、今後、更にもその傾向が顕著になるような気がする。今後の河川整備計画の点検において考慮していく必要がある。
- ・雨の降り方の変化に関して、現在の本省における検討状況を教えていただきたい。
→現在、本省において、気温上昇がもたらす雨と流量の増加量について検討中であると聞いている。
- ・「危機管理型ハード対策で堤防の構造を工夫した対策を推進する」は、想定を超える雨が発生する可能性が高まっている中、少ない費用で効率的な減災対策である。
- ・霞対策としての小堤はどのぐらいの洪水規模に対応できるのか。
→現時点で平成最大となる平成 23 年洪水規模の対応を検討している。

- ・河川整備計画の中に霞堤内は土地利用規制を実施していくと記載があるが、見通しはどうか。また、具体的な土地利用規制の事例があれば教えて欲しい。

→霞堤内の地区は農業振興地域となっている。

不動産関係団体に対して浸水実績等の情報提供を行った。

なお、土地利用規制の事例としては、名古屋市港区等の一部の区域で、伊勢湾台風を教訓として、二階建て以上や鉄筋鉄骨の建築物しか建てられない規制があると聞く。

- ・旧河道の地下を流れる伏流水は破堤リスクとなる。それに関する調査は行われているのか。

→重要水防箇所の旧川跡は重点的に巡視すべき場所として監視しており、また、堤防浸透点検も踏まえながら、必要に応じて対策を行っていく。

(2) 設楽ダム建設事業の再評価

設楽ダム建設事業の再評価の対応方針（原案）について了承された。

委員からの主なご意見は以下のとおり。

- ・今後も再評価を行うにあたっては、前回評価時からの社会情勢の変化を適切に把握するように努められたい。

- ・ダムによる水没で失われる地域の歴史や風土について、記録を残すなどの対応にも努められたい。

- ・下流河川環境がより良いものとなるように、環境影響評価の環境保全措置とともにその後の調査研究を踏まえてダム完成後の運用を検討されたい。

- ・将来起こりうるリスクに備え、近年の気候変動を視野に入れ計画を点検することも検討されたい。

- ・東三河地域は豊川用水により発展してきており、今年は豊川用水 50 周年であるが、若い者にもこの歴史を伝承していく必要がある。

以上